

# 松戸市都市計画マスタープラン改定業務委託に係る プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、松戸市都市計画マスタープラン改定業務委託にあたり、優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項について定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

松戸市都市計画マスタープラン改定業務委託

### (2) 業務内容

別紙「松戸市都市計画マスタープラン改定業務委託仕様書」のとおりとする。

### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日（金）まで

### (4) 参考業務規模

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

- (1) 参加申込時点において平成30・31年度松戸市入札参加業者資格者名簿「測量・コンサルタント部門」の「土木：都市計画及び地方計画」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日まで、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 公募開始日から契約締結日まで、指名停止期間中又は入札参加停止期間中ではない者であること。
- (5) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第9条に規定する排除対象となっていない者であること。
- (6) 本市と類似団体等規模程度の官公庁において、平成25年度から平成29年度までの間に都市計画マスタープランの策定業務（以下「同種業務」という。）、又は類似の都市計画に関する調査・策定業務（以下「類似業務」という。）の実績を1件以上有している者であること。

ること。

#### 4 技術者の条件

##### (1) 配置人員

主任技術者及び現場代理人を置くこと。

主任技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を保有する者を配置すること。また、現場代理人は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）又は認定都市プランナー（総合計画又は土地利用計画）の資格を保有する者を配置すること。

##### (2) 同種業務あるいは類似業務実績

主任技術者及び現場代理人は、平成25年度から平成29年度までの間に同種業務又は類似業務の実績を1件以上有していなければならない。

##### (3) その他

主任技術者及び現場代理人は、企画提案書等提出者の組織に属していること。

#### 5 審査方式について

(1) 第1次審査として書類審査を実施し、審査については事務局において行う。また、第2次審査としてプレゼンテーションによる審査を実施し、その審査については、松戸市都市計画マスタープラン改定業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) プロポーザル参加者が5者以上あった場合は、第1次審査で上位4者程度を選定する。

(3) 第1次審査及び第2次審査の評価点（各委員の評価点の平均点（小数点以下切捨て））を合計した総合点の最も高い者（第1位の事業者）を優先交渉権者として選定する。

(4) 最高得点者が2者以上いた場合、6に規定する評価基準の第2次審査の評価項目の合計点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。

(5) 参加者が1者であっても参加資格を満たしていれば審査を実施する。

#### 6 評価基準について

本プロポーザルにおける評価基準の概要は、次のとおりとする。

	評価項目	主な内容
第1次審査	応募者の評価	・技術力 ・地域精通度 ・経営規模

	実施体制の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任技術者の技術力</li> <li>・現場代理人の技術力</li> <li>・専任性</li> <li>・執行体制</li> </ul>
第2次審査	企画提案の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3か年全体の業務計画</li> <li>・今年度業務における提案</li> <li>・松戸市の課題とその対策</li> </ul>

## 7 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの予定スケジュールは次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
案件公表及び申込受付開始	平成30年5月25日(金)
質問書受付期限	平成30年6月4日(月) 17時まで
質問回答日	平成30年6月8日(金)
参加申込書等の提出期限	平成30年6月15日(金) 17時まで
第1次審査結果通知	平成30年6月20日(水)
第1次審査通過者による企画提案書等の提出期間	平成30年6月22日(金) から 6月29日(金) 16時まで
第2次審査(審査委員会開催)	平成30年7月3日(火)
選定結果の通知	平成30年7月6日(金)
優先交渉権者との協議	平成30年7月上旬から中旬
契約締結	平成30年7月中旬から下旬

## 8 プロポーザルへの参加

参加を希望する者は、参加申込書(第1号様式)に次の(1)から(4)までの書類を添付して、平成30年6月15日(金)17時までに提出すること。

1次審査通過者は、次の(5)から(7)までの書類を平成30年6月22日(金)から平成30年6月29日(金)16時までに提出すること。

いずれも、事務局に1部を持参又は郵送(必着)するものとする。

ただし、(6)のテーマ別企画提案書については、各テーマごとに15部を提出すること。

(1) 会社概要書(第2号様式)

(2) 業務実績書(第3号様式)

業務実績について、平成25年から平成29年度までの範囲とし簡潔に記載すること。

記載にあたっては、契約及び業務完了を証する書類等の写し、業務内容を確認できる書類（テクリスによる出力、発注時の仕様書の写し等）を添付すること。

(3) 業務実施体制調書（第4号様式）

委託業務に関わるすべての人について、担当する業務がわかるよう記載すること。

また、委託業務に関わる人が、企画提案書等提出者と常時雇用関係にあることがわかるものの写しを添付すること。

(4) 配置予定技術者経歴書（第5号様式）

配置する主任技術者及び現場代理人の経歴等、同種業務又は類似業務実績（平成25年度から平成29年度までの範囲）について記載すること。

保有資格等を記載した場合は、それを証する資格証等の写しを添付すること。

同種業務又は類似業務実績の記載にあたっては、契約及び業務完了を証する書類等の写し、業務内容を確認できる書類（テクリスによる出力、発注時の仕様書の写し等）を添付すること。

手持ち業務の記載にあたっては、平成30年5月25日現在、契約金額500万円以上の業務についてすべて記載すること。

(5) 企画提案書（第6号様式）

(6) テーマ別企画提案書（任意様式）

次のア～ウ)の各テーマについてそれぞれA3判2枚までに簡潔に記載すること。また、提案者を特定する表記は行わないこと。

ア) 業務の実施方針及び3か年全体の工程計画について

イ) 「市民意見の捉え方」「市場ニーズの捉え方」「骨子案の構成」について

ウ) 松戸市における20年後を見据えた今後10年でのまちづくりの課題とその対策について

(7) 業務参考見積書（任意様式、ただしA4判にて作成すること。）

経費等も含め、仕様書の業務内容ごとの内訳がわかるように見積もること。なお、押印は不要とする。

## 9 質問の受付

(1) 応募業者からの企画提案書等作成等に係る質問は、質問書（第7号様式）により、文書（郵送・持参可）又は電子メールで受け付けるものとする。

(2) 企画提案書作成等に係る質問は、平成30年6月4日（月）17時までに事務局へ提出しなければならない。

(3) 提出された質問に関する回答は、平成30年6月8日（金）までに松戸市公式ホームページ

ジで公表する。

#### 10 プロポーザルの途中辞退

- (1) 参加者は、申出によりプレゼンテーション実施の前日17時までに参加を辞退することができる。
- (2) プロポーザル辞退の申出は、プロポーザル辞退届（任意様式）を事務局に提出するものとする。
- (3) プロポーザル辞退届の提出方法は、持参とするが、提出する前に必ず電話連絡をすることとする。

#### 11 第2次審査

企画提案書等が提出された後、第2次審査として審査委員会を開催し参加者ごとにプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションでは、提出したテーマ別企画提案書を用いて説明を行うこと。パワーポイント等を使用し説明を行う場合、提出したテーマ別企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うことはできるが、新たに作成した資料を用いることはできないものとする。

- (1) プレゼンテーションは、平成30年7月3日（火）に開催予定しているが、詳細は事務局から各参加者に連絡をする。

※なお、プレゼンテーションの順番は、市が抽選により事前に決定する。

- (2) プレゼンテーションは、受託後の本業務を担当する予定の者が行い、参加できる人数は4名までとする。ただし、5名以上の参加を希望する場合は事務局と協議することとする。また、出席予定者の役職、氏名を企画提案書等と同時に任意様式で提出することとする。提出後、変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡することとする。
- (3) プレゼンテーションの時間は、20分以内とし、その後質疑応答を行う。

#### 12 第1次審査選定結果の通知

- (1) 選定結果については、平成30年6月20日（水）（予定）に、参加申込書等の提出者ごとに、文書及び電子メールにて通知するものとする。
- (2) 審査に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けないものとする。

#### 13 第2次審査選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果については、平成30年7月6日（金）（予定）に、企画提案書等の提出者ごと

に、文書にて通知するものとする。

(2) 審査に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けないものとする。

(3) 選定結果の公表は、松戸市公式ホームページに掲載する。

#### 1.4 契約の締結

(1) 優先交渉権者からの企画提案書等の内容を協議し、調整すべき内容の精査を行った上で仕様書に変更又は追加等を行うことができる。その仕様書に基づき、契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点の者と同様の協議を行う。

(2) 松戸市が指定する様式に従い、協議の上、契約書を作成する。

#### 1.5 企画・提案に瑕疵がある場合

(1) 本プロポーザルにおいて、参加者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について審査委員会で審議の上、参加者の取扱いについて決定を行う。

(2) 審査委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加者にヒアリングを行うことができるものとする。

#### 1.6 次順位者の繰上げ

優先交渉権者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった参加者のうち、評価点が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

#### 1.7 プロポーザルの延期、取り止め等

本プロポーザルは、都合により延期し、又は取り止める場合がある。

この場合において、参加者は、異議を申し立てることはできず損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

#### 1.8 参加者等の失格

参加者及び優先交渉権者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加、または優先交渉権者の決定を取り消すことができる。

(1) 委託契約以前に松戸市長から指名停止を受けた場合

(2) 企画提案書作成等に係る不正行為が認められた場合

(3) 見積額が委託金額の上限を超えた場合

## 19 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。
- (4) 本プロポーザルに関し、提出された書類等は、本件以外の目的で使用しない。

## 20 事務局

本プロポーザルにおける事務局は、松戸市街づくり部都市計画課に置く。

### (1) 書類提出先

〒271-8588

千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市役所街づくり部都市計画課

(2) 電話 047-366-7372

(3) FAX 047-366-1132

(4) メールアドレス [mctoshikeikaku@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mctoshikeikaku@city.matsudo.chiba.jp)